明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（意見の聴取調書）

**第十六条**　準用行政手続法第二十四条第一項の調書は、別記様式第十三号の意見の聴取調書に次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

［一～四　略］

五　当事者（代理人を含む。）が意見の聴取の期日に出頭しなかった場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

［六～九　略］

2　［略］

（意見の聴取報告書）

**第十七条**　準用行政手続法第二十四条第三項の報告書は、別記様式第十四号の意見の聴取報告書に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

一　［略］

二　緊急禁止命令等の原因となった事実に対する当事者及び当該緊急禁止命令等により自己の利益を害された参加人の主張

三　［略］

（意見の聴取調書等の閲覧）

**第十八条**　準用行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めは、意見の聴取の件名及び閲覧をしようとする調書又は報告書の別を記載した別記様式第十五号の意見の聴取調書等閲覧請求書を、意見の聴取の終結前にあっては主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては行政庁に提出することにより行うものとする。

2　主宰者又は行政庁は、準用行政手続法第二十四条第四項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

別記様式第１号（第３条関係）

代　理　人　資　格　証　明　書

年　月　日

殿

住所

氏名　　㊞

年　月　日　において行われる意見の聴取については、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

| | |
|---|---|
| 意見の聴取の件名 | |
| 住　所 | |
| 氏　名 | |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

（意見の聴取調書）

**第十六条**　［同上］

［一～四　同上］

五　当事者（代理人を含む。）が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

［六～九　同上］

2　［同上］

（意見の聴取報告書）

**第十七条**　［同上］

一　［同上］

二　仮の命令の原因となった事実に対する当事者及び当該仮の命令により自己の利益を害された参加人の主張

三　［同上］

（意見の聴取調書等の閲覧）

**第十八条**　準用行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めは、意見の聴取の件名及び閲覧をしようとする調書又は報告書の別を記載した別記様式第十五号の意見の聴取調書等閲覧請求書を、意見の聴取の終結前にあっては主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては公安委員会に提出することにより行うものとする。

2　主宰者又は公安委員会は、準用行政手続法第二十四条第四項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

別記様式第１号（第３条関係）

代　理　人　資　格　証　明　書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

氏名　　㊞

年　月　日　において行われる意見の聴取については、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

| | |
|---|---|
| 意見の聴取の件名 | |
| 住　所 | |
| 氏　名 | |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。